



## イラストで分かりやすい 安全衛生保護具の基礎知識

著者：津田 洋子 発行：労働調査会 定価：1210円(税込10%)

「化学防護手袋は使うごとに洗い、破れるまで使う」、「安全靴は靴底から足裏に液が漏れたら交換する」、「呼吸用保護具の吸収缶はにおいを感じるようになったら交換する」。これらの誤った保護具の管理が現在も企業で続いているのを目の当たりにします。令和6年4月に保護具の着用について大幅に規制が強化され、化学物質を使用する事業場では保護具着用管理責任者の選任が義務づけられました。保護具着用管理責任者の選任時研修は全国で盛んに行われているにもかかわらず、そのような状況です。なぜでしょうか？ 私は、有資格者が選任時講習で学んだことと現場での実践の間に大きなギャップ

があるためだと感じています。

この本は、そのギャップを埋める優れた教材です。冒頭で普段使用している保護具をピックアップし、その後、幅広い分野の保護具に関する事故事例を紹介しています。これは読者の当事者意識を高める優れた仕組みです。その後、実に幅広く保護具を紹介しています。文章は平易で、イラストを多用して親しみやすくなっています。一方で、著者の豊富な経験と専門知識が詰まっており、保護具の基礎を網羅しています。初心者から中級者まで幅広い読者層に対応しており、保護具着用管理責任者のみならず、化学物質にかかわる産業保健職の入門書としてお勧めします。

なかむら おさむ  
中村 修

(筑波大学 環境安全管理室 室長)

## 情報スクランブル Scramble

### 厚生労働省より 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人等への保護措置の義務化

2024年4月30日、厚生労働省は「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」を公布し、2025年4月1日より、1) 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事するすべての者（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に拡大し、2) 立入禁止となるような危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる請負人（一人親方・下請業者）に対して保護具等を使用する必要がある旨を周知することが義務付けられた。

なお、本改正で上記2)の請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止と

する必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られるが、それ以外の場面であっても、①作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面、②特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨された。

※詳細については以下のURLより

<https://www.mhlw.go.jp/content/001254088.pdf>

### 「産業保健21」120号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ：  
(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

※このアンケートでご記入いただいた内容は『産業保健21』制作の参考にさせていただきます。

下記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyotabid/2504/frmid/286/Default.aspx>